

わたしたちが  
進める  
「市民が主役」  
のまちづくり!



シリーズ No.6

自治振興課  
まちづくり定住推進係  
☎0824-73-1257

4月1日に施行された「庄原市まちづくり基本条例」をシリーズで掲載中。  
第5章は市議会および市議会議員の責務を、第6章は市長および市職員  
の責務を示しています。

## 第5章 市議会および市議会議員の責務

第7条 市議会および市議会議員は、市民の意思の把握に努め、それをまちづくり  
に反映させるものとします。

2 市議会および市議会議員は、まちづくりに関する  
企画および提案の強化を図るものとします。



## 第6章 市長および市職員の責務

第8条 市長は、この条例に基づいて、公正、公平かつ誠実にまちづくり



を推進するものとします。

2 市長は、市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において必要な施策  
を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するものとします。

3 市長は、まちづくりの課題に的確に対応できる職員を育成するものと  
します。

### 第9条

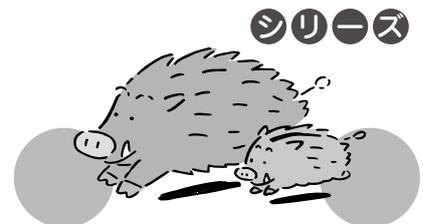
市職員は、まちづくりに関する情報の  
収集、課題の把握および企画能力の向上を図るものと  
します。



### 解説

第7条〜第9条は、市議会・市議会議員・市長・市職員それぞれの責務を記述しています。その責務は、法律や他の条例などで明示されていますが、この条例では、まちづくりに取り組む際の責務を規定しています。

## 私にもできる 獣害対策



林業振興課 ☎0824-73-1124

### ● 獣害・守れる集落の作り方

### その5 今から開く集落間の差

朝夕も涼しくなると秋を感じるの  
人間だけではありません。動物たちも  
冬に備え体力、栄養を蓄えようと必  
死に餌を求めます。ということは、秋  
から冬にかけて「対策は餌付けをやめ  
ること」という意識が定着し始めた集  
落と、そうでない集落の差が大きく開  
き始めるのもこの時期からなんです。

### 1. 攻めの対策

実りの秋が深まる頃から、山では雑  
草が枯れ、動物たちにとって過酷な飢  
えとの戦いが始まります。この時期に  
集落やその周辺で餌場を無くせば動  
物たちは増えることができません。晩  
秋から冬にかけてこそが、兵糧攻めと  
いう最も効果の高い攻めの対策がとれ  
る時期と言えます。この対策が最も功

を奏するのはこの時期  
をおいてありませ  
ん。

9月中旬〜

11月中旬  
頃に刈り払い  
をやめて

雑草を放  
置した畦や

山の斜面  
は、チガヤや

ススキなど  
が枯れて餌の  
ない「兵糧攻め地帯」と  
なります。個人の田畑に設置した柵  
も、共同の大規模柵も、稲刈りが終  
わった直後に点検を行い、秋〜冬に効  
果を発揮させてこそ「餌付けをやめ  
る」攻めの対策だということ、集落の  
みんなで確認してくださいね。

### 2. 逆効果の対策

水田の周りをせつかくワイヤーメッ  
シュやトタンで囲いながら、稲刈り後は  
出入り口を開けている人や電柵を張っ  
たまま電気切っちゃう人。晩秋から冬  
にかけての動物の餌作りをやっていると  
も気付かずに秋にせつせつと畦の刈り払  
いをしてる人。こんな人は柵に沿って歩  
きさえすれば柔らかい雑草にありつけ  
ることを動物に教え、ドーブツ増やし  
てる「餌付け犯人」ってところかな。  
(近畿中国四国農業研究センター  
井上雅央)

